

# 「衛生推進者」養成講習

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

## 【労働安全衛生法第 12 条の 2】

主催：（一社）三田労働基準協会・（一社）品川労働基準協会  
（一社）大田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会

常時 10 人～49 人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第 12 条の 2 により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 記

- 日時 平成 26 年 6 月 26 日（木） 10:00～16:40（開場 9:45）
- 会場 法人ビル 4 階（一社）大田労働基準協会入居ビル（裏面案内図参照）  
大田区蒲田 5-40-1 裏面案内図参照
- 研修科目 法令に定める全科目
- 修了証の交付 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。  
修了証は（一社）大田労働基準協会〔東京労働局長登録第 5 号〕から発行されます。
- 講師 労働衛生コンサルタント 村木 宏吉氏
- 定員 30 名（先着順）  
（企業等で 25 人以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 受講料 7,000 円 テキスト代 945 円〔中災防発行〕（どちらも消費税込み）  
（ただし、上記 4 協会の労働基準協会会員は 7,000 円（協会でテキスト代（945 円）を助成します））
- 申込方法等
  - 受講申込：裏面申込書により、幹事の三田協会あて Fax（03-3451-7692）して下さい。
  - 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返します（申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 6 月 19 日まで 2 週間ない場合は 6 月 19 日（木）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。
 

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会・住所：港区芝 4-4-5（TEL03-3451-0901）	
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例 0626 マルマルカイヤ等）	
  - 受講の取消：6 月 19 日（木）までの取消は受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
  - 受講者は、研修当日受講票と、修了証受領のための認印をご持参下さい。

〔注〕 1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は 10 人～49 人）

	業 種
衛生推進者	下記以外の全ての業種、
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業

### 2 「衛生推進者」の選任基準

- ① 大学・高専卒業後 1 年以上の衛生の実務経験者、
- ② 高校卒業後 3 年以上の衛生の実務経験者、
- ③ 5 年以上の衛生の実務経験者、
- ④ 衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。